

甲

乙

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた 検疫待機施設の確保に係る覚書

(基本方針)

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行局面において、変異株流行地域から入国及び帰国し検疫所で検査を受け陰性が確認された者（以下「入所者」という。）について、新型コロナウイルス感染症に関する検査待機施設（以下「待機施設」という。）を確保する。

待機施設の確保に当たっては、まずは民間ホテルの活用による対応が前提となるが、不測の事態が発生する場合に備え、各省庁が管理する施設の活用について各省庁と協議するとともに、協議後、速やかに各省庁の施設を開設するため、開設までの手続について必要な覚書を締結する。

(開設の手続)

- 第1条 厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長 森田 博通（以下「甲」という。）は、国土交通省大臣官房危機管理官 谷川 仁彦（以下「乙」という。）を通じて、国土交通省国土交通大学校長 小林 高明（以下「丙」という。）に対し、待機施設としての提供を要請（以下「提供要請」という。）する。
- 2 丙は、前項の提供要請を受けた場合、乙を通じて甲に対し、速やかに、受諾の可否を回答する。
- 3 丙は、前項の場合において、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に宿泊棟を甲に引き渡す。なお、丙は、宿泊棟に入寮している研修員の移動、研修員が利用する調度品の撤去等引渡しのために必要な措置を講じるとともに、速やかな引渡しに努める。
- 4 甲と丙は、国有財産（施設）の使用にあたり、必要な手続きを行う。
- 5 甲は、待機施設開所に際し実施する地元自治体等へ必要な説明や情報提供を行う。なお、丙の協力が必要な場合は別途協議の上決定する。

(使用物件)

- 第2条 丙が待機施設として甲に使用させる施設は、後記の建物（及び付帯設備）とする。
- (1) 所在地 東京都小平市喜平町2丁目1094-4ほか
- (2) 名称 国土交通省国土交通大学校宿泊棟C
- (3) 数量 5,300.765 m²

(費用負担等)

第3条 甲は、第1条第3項に規定する待機施設の引渡し前の準備及び原状回復に要する費用を含め、待機施設としての開設及び使用のために必要な費用、研修員及び研修講師が宿泊場所の変更にともない要する費用は、原則厚生労働省が負担することとし、費用負担の詳細及び役割分担等について、別途、甲丙で協定書を締結する。

(覚書の有効期間)

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとする。
なお、甲又は乙、丙からこの覚書の有効期間終了の申し出がなされない限りは、自動的に有効期間は延長されるものとする。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙丙協議の上定める。

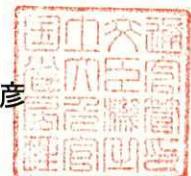
締結の証として本覚書を3通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和4年12月26日

甲 厚生労働省医薬・生活衛生局
検疫所業務課長 森田博通



乙 国土交通省大臣官房
危機管理官 谷川仁彦



丙 国土交通省国土交通大学校
校長 小林高明

